

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第37号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第3 議案第38号 北方町個人情報保護法施行条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第4 議案第39号 北方町個人情報保護審査会条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第5 議案第40号 北方町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第6 議案第41号 北方町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第7 議案第42号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第8 議案第43号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第9 議案第44号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第10 議案第45号 北方町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第11 議案第46号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第12 議案第47号 北方町職員の高齢者部分休業に関する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第13 議案第48号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第14 議案第49号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第15 議案第50号 北方町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第16 議案第51号 北方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第17 議案第52号 北方町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第18 議案第53号 財産の無償譲渡及び無償貸付について (厚生都市常任委員長報告)

- 第19 議案第54号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについて
（各常任委員長報告）
- 第20 議案第55号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて
（厚生都市常任委員長報告）
- 第21 議案第56号 令和4年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについて
（厚生都市常任委員長報告）
- 第22 議案第57号 令和4年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについて
（厚生都市常任委員長報告）
- 第23 発議第2号 北方町議会の個人情報保護に関する条例制定について（議員提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで

（追加日程）

- 第1 議案第58号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第7号）を定めるについて
（町長提出）

出席議員（10名）

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	総務危機管理課長	臼井誠
教育次長兼課長	宮部寿	政策財政課長	浅野浩一
税務課長	木野村和明	住民保険課長	高崎健一
福祉子ども課長	木野村英俊	健康推進課長	鳥本裕子
上下水道課長	北中龍一	都市環境課長心得	宮崎資啓
会計室長	横田紀彦	教育委員会 事務局長	郷展子

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 小島伸也
議会書記 石崎啓明

議会書記 高崎明美

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、どなたもおはようございます。

寒さが一層厳しくなってきました。当町においても、昨日は42名の感染者数ということで、皆様におかれましては、くれぐれも御自愛をいただきますよう御祈念を申し上げたいと思います。ただいまから令和4年第6回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、9番 安藤浩孝君及び10番 井野勝巳君を指名します。

日程第2 議案第37号から日程第22 議案第57号まで

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、議案第37号から日程第22、議案第57号までを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。また、併せて協議をお願いしました案件について、協議結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

村木俊文君。

○総務教育常任委員長（村木俊文君） おはようございます。

命によりまして、私ども総務教育常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る12月12日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

それでは、議案第38号 北方町個人情報保護法施行条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第39号 北方町個人情報保護審査会条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第40号 北方町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第41号 北方町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第42号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

期末手当の支給時期について、一度支払いした後に増額分を支給することは二度手間ではない

かという質疑があり、議会の議決後でないで支給できないのでやむを得ないが、今後は状況に応じて議決日を前倒しするなど、議会と相談したい旨の答弁がありました。

以上、質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第44号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第45号 北方町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

60歳を迎えると、特段の事情がない限り管理監督職から降任するとあるが、特段の事情とはどのような場合かという質疑があり、継続的な事業に関わっている場合、国家資格等を有している場合、ほかに適任者がなく欠員が生じてしまう場合が考えられる旨の答弁がありました。

以上、質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第46号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第47号 北方町職員の高齢者部分休業に関する条例制定についてであります。

今の時期に条例を制定したい理由について質疑があり、定年が65歳に延長されることに伴い、現在の再任用職員には短時間勤務が認められているため、今後、60歳以上の常勤職員にも同様な配慮が必要であるからという旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第48号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてであります。

今まで期限後に金融機関等で納付されるときに延滞金が賦課されるケースにおいては、本税手数料と同時に延滞金を徴収されていたが、今回の金融機関の窓口業務の見直しのため、今後は本税だけの徴収だけになると思われるが、税の公平性を考えるに当たり、未納となる延滞金の徴収を今後どのように強化するのかという質疑があり、延滞金は本税の納付後に改めて請求することとし、納税の公平性を確保するため、今まで以上に滞納処分をはじめとした徴収に努める旨の答弁がありました。

以上、質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

総務費の東京圏からの移住支援金に関する質疑があり、県や岐阜地域の市町と一緒に啓発に当

たっており、北方町単独での移住促進は難しいが、住みよい住環境などをアピールしたい旨の答弁がありました。

次に、ふるさと寄附金の返礼品に関する質疑があり、魅力ある新規返礼品の開拓のため、今年度より委託業者と共に業者訪問などをしており、今後も寄附金等に努めたい旨の答弁がありました。

教育費の光熱水費などについて質疑があり、教員の時間外勤務などの問題は承知しているが、授業の準備などでやむを得ない部分もある。今後もいろんな世代の教員に合わせた適切な指導を行いたい旨の答弁がありました。

次に、タブレットの修繕に関する質疑があり、今年度既に22件の修繕実績があり、機器の故障など不可抗力の場合を除き、実費負担をお願いしている。今のところ修繕料に関する大きなトラブルは発生していない旨の答弁がありました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

安藤哲雄君。

○厚生都市常任委員長（安藤哲雄君） 命により、私ども厚生都市常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る12月12日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

議案第37号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 北方町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

アレルギー等の配慮が必要な児童についての民間事業者との連携、今後少子化していく状況において、公立・私立の定員の考え、民営化することで町の運営費に影響があるかについての質疑があり、1号認定の児童については事業者への直接申込みであるが、2号・3号認定の児童については町への申込みになるので、連絡・通知をする等し、民間事業者と連携し対応していきたい。定員についても、私立の認定こども園が経営難に陥らないよう配分していきたいと考えている。運営費については、国・県からも負担金が出るので、町の支出は軽減できるのではないかと考えている旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 北方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

事業系一般廃棄物収集をしている事業者の内訳、当該収集を止めることによって、事業者が一般廃棄物集積所へ不当投棄するおそれについて質疑があり、1か月の収集量が2トン未満は10事

業者、2トン以上は1事業者であること、事業者に対して廃棄物処理業者と委託契約することの説明と契約締結の確認を随時実施している旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 北方町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

下水道事業を公営企業会計化することの意義と、これに伴う財政的負担、広域化・共同化への対応について質疑があり、公営企業会計化することで業務体制に変更はあるが、住民負担には影響がないこと、法適化後の財政的負担増はないが、これまでに準備費用が発生していること、今回の法適化は総務省からの要請であり、広域化・共同化が主目的ではないが、広域連携に関しては、県の研究会に参加して研究中である旨の答弁がありました。

続いて、下水道条例から設置に係る規定が削除されること、課設置条例から上下水道課が削られることの適否について質疑があり、設置については、今回の条例改正により、事業の設置等条例へと規定を移すこと、課設置条例は町長部局の組織を定めるものであり、下水道部門が公営企業部局へ移ることから、設置根拠の全てを設置等条例へ移す旨の答弁がありました。

続いて、下水道事業の法適化に際しての条例制定手法の考え方、法適化による事業統合の有無、規定を管理者に整理することの意義、規則に関する規定がなくなることの適否についての質疑があり、事業を処理する組織が同一であることや、条例の規定内容の効率化の観点から一部改正の手法を採用したこと、法適化後も事業は別のものであり、会計も別に管理していくものであること、管理者の文言整理は住民にとって分かりやすい形を目指したこと、公営企業化することで規則の制定権がなくなり、代わりに企業管理規定を設けることになる旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 財産の無償譲渡及び無償貸付についてであります。

借地権契約について、期間満了時や途中での契約解除等の想定についての質疑があり、想定はしていないが、そのような場合には、通っている園児が困ることがないように、問題解決に向け事業者と協議していきたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳出について、民生費のデイサービスセンター費において、光熱水費の中でガス代の影響がどの程度あるかについて質疑があり、前年比1.7倍程度であり、補正額のうち100万円程度がガス代である旨の答弁がありました。

続いて、農林水産業費の農業振興費において、北方町農業振興事業補助金の内容についての質疑があり、今年度に農地中間管理機構に農地の貸付けを行った地権者9名に対する補助金である旨の答弁がありました。

次に、議案第55号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるにつ

いてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 令和4年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

汚泥部分の状況や見通しについて質疑があり、汚泥処分量が当初予算で見込んだ量を上回っており、放流水の水質確保のために追加の処分が必要になったこと、また今後も処分量は増加していく見込みである旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第57号 令和4年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第37号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第38号 北方町個人情報保護法施行条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） この議案38号、個人情報保護法の施行条例について意見を述べたいと思います。

この条例、国や自治体が保有する個人情報、公権力を行使して申請・提出に伴い、義務として提出されたものです。企業が保有する顧客情報とは比べものにならない、多岐にわたる膨大な情報が集められています。匿名加工しているとはいえ、個人情報を守る責務を負う国や自治体が本人の同意を得ることなく目的外に流用し、外部に提供することは行政の責任の放棄と言わざる

を得ません。

町の個人情報保護条例は、町民の皆さんから集めた個人情報の流出を防止するため制定されてきました。今回の条例は、この個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例に変えることにより、町民の個人情報を守る土台が崩壊し、国の法施行に関する事務的な手続を定めただけの条例となっています。現行の個人情報保護条例では、その第1条に、町の実施機関が保有する個人情報の開示・訂正及び利用停止を求める権利を明らかにし、町政の適正な運用を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすると、このように掲げています。町民の自らの個人情報に対する権利を定めていましたが、この条例にはそれも示されておらず、町民自らの個人情報に関する権利も守られない条例となっています。

さらに、憲法第94条において、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる、このようにしています。地方自治体はその地域の特性に照らして必要な事項を条例で定めることが保障されています。今回のように、それぞれの地方自治体で制定された個人情報保護条例を一律に廃止させることは、憲法が示す地方自治体の本旨を否定するものです。

したがって、私はこの条例に反対をいたします。

○議長（鈴木浩之君） ほかに討論ございますか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木浩之君） 起立多数です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第39号 北方町個人情報保護審査会条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号 北方町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条

例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号 北方町情報公開条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第42号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号 北方町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号 北方町職員の高齢者部分休業に関する条例制定についての委員長報告に対し、質

疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号 北方町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号 北方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

村木議員。

○3番（村木俊文君） ※ _____、_____、_____、

_____。

○議長（鈴木浩之君） 休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時11分

○議長（鈴木浩之君） 再開します。

村木議員。

○3番（村木俊文君） 大変申し訳ございません。今、私ちょっと質問させていただきましたが、取消しさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木浩之君） ただいまの村木議員の発言取消し、削除について、議長より許可いたします。

もう一度戻ります。

質疑、討論を省略します。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号 北方町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

※ 後刻取消し発言あり

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号 財産の無償譲渡及び無償貸付についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第54号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第55号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第56号 令和4年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第57号 令和4年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 発議第2号

○議長（鈴木浩之君） 日程第23、発議第2号 北方町議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村木俊文君。

○3番（村木俊文君） それでは、発議第2号 北方町議会の個人情報の保護に関する条例制定についてであります。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度については、法律において全国的な共通ルールを規定することとなるが、議会についてはその規律の対象外であるため、議会における個人情報保護制度を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

令和4年12月14日提出。提出者、北方町議会議員 村木俊文。賛成者、北方町議会議員 井野勝巳、同じく杉本真由美、同じく神谷巧、以上の賛成者です。

内容につきましては、お手元にお配りしてありますとおりですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。町長から、議案第58号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第7号）を定めるについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第7号）を定めるについてを追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第58号

○議長（鈴木浩之君） 追加日程第1、議案第58号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、追加で御提案をさせていただきます。

提案させていただきますのは、議案第58号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第7号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,190万円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億2,730万円とするものであります。

提案の理由であります。国の出産・子育て応援交付金の給付が決定をされました。それに対しまして予算立てをするものであります。その給付が4月1日に遡ることから、急遽提案させていただくものであります。

内容は、衛生費、子育て世代包括支援センター費で2,190万円増額するものであります。これは妊娠が290人、出生が146人、計436人分、それぞれ5万円の給付ということになります。御審議のほど、どうぞよろしく願いをいたします。

なお、歳入につきましては、国が3分の2、県が6分の1、町が6分の1ということになっております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） ここで暫時休憩とします。

これより全員協議会を委員会室において開きますので、移動をお願いします。

休憩 午前10時22分

○議長（鈴木浩之君） それでは、会議を再開します。

議案第58号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第7号）を定めるについての質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（戸部哲哉君） それでは、12月定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げたいと思います。

議会皆さんにおかれましては、提案させていただきました議案に対しまして、慎重審議の上、適切な御決定をいただき、誠にありがとうございました。

議案審議や一般質問でいただきました御意見や御提案につきましては、今後の予算編成や町政運営に役立ててまいりたいと考えております。

今年一年を振り返りますと、終息の見通しが立たない新型コロナの感染拡大、ロシアによるウクライナ侵攻、それらを発端とする原油・原材料価格の高騰や物資の供給制約、急速な円安の進行、世界的な異常気象など、国内外の社会・経済情勢の動向は極めて不安定かつ不透明であると言えます。

このような暗い世相の中であって、サッカーのワールドカップが世界中で大盛り上がりを見せています。残念ながら日本は悲願のベスト8入りを果たすことができませんでしたが、サムライブルーの活躍はドーハの悲劇を歓喜に変え、日本中に大きな勇気と感動を与えてくれました。サッカーに疎い私ですが、今回はにわかファンとなってテレビ中継に夢中になったところでありませぬ。

さて、新型コロナウイルスは感染拡大と終息を繰り返してきましたが、これからは行動制限はかけないということで、ウイズコロナとして進展する社会活動・経済活動の正常化はもとより、行政もより確かなものにしていかなければなりません。しかしながら、電気やガス代が値上がりをし続けております。なおかつ、来年の春以降にもさらに値上がりが見込まれているとのことです。国は、来年1月から9月までの9か月間、価格激変緩和対策事業として、家庭や企業に対して電気料金の補填を行うことを決定しておりますが、我々行政機関には具体的な方向性ははまだ示されておりませぬ。申し上げるまでありませんが、光熱費の増大により厳しい予算編成と

なりますが、町民の皆さんには少しでも平穏な日常生活と活力ある経済を取り戻していただきたいとの思いから、付け焼き刃ではありますが、水道料金と下水道料金を12月から3月までの4か月間、減免をすることとしたところであります。

いずれにいたしましても、町民皆さんが幸せに暮らせるために、職員と一丸になって来年も全力を注いでまいりたいと思っておりますので、議会の皆さんの御理解と御協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。

結びになりますが、いよいよ年の瀬も押し迫り、何かと気ぜわしくなりました。また、寒さも一層厳しくなってきます。議員皆さんにはくれぐれも御自愛いただき、御健勝にて年末年始をお迎えくださいますことを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。大変ありがとうございました。御苦労さまでした。

○議長（鈴木浩之君） ありがとうございました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

令和4年第6回北方町議会定例会を閉会します。大変御苦労さまでした。

閉会 午前10時40分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年12月14日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 井 野 勝 巳